

八戸西高等学校校舎等改築基本計画策定・設計業務プロポーザル募集公告

次に掲げる業務についてプロポーザル（技術提案書）の募集を行うので公告する。

令和 7 年 4 月 3 0 日

青森県教育委員会教育長 風張 知子

1 業務概要

- (1) 業務名 八戸西高等学校校舎等建築基本計画策定・設計業務
- (2) 業務内容
 - ア 八戸西高等学校校舎等改築基本計画策定業務
 - イ 八戸西高等学校校舎等改築設計業務
 - ウ 八戸西高等学校校舎等改築設計意図伝達業務
 - エ 八戸西高等学校校舎等違反是正設計業務
- (3) 履行期限 業務内容
 - ア 令和 8 年 3 月 1 9 日（木）
 - イ 令和 1 0 年 3 月 2 4 日（金）
 - ウ 未定（工期決定後に設定）
 - エ 令和 8 年 3 月 1 9 日（木）

2 業務の詳細な説明

委託業務は、資料 1「八戸西高等学校校舎等建築工事プロポーザル実施説明書」（以下「説明書」という。）、資料 2「八戸西高等学校校舎等改築基本計画策定業務特記仕様書」、資料 3「八戸西高等学校校舎等改築設計業務委託特記仕様書」、資料 4「八戸西高等学校校舎等改築設計その 2 業務委託特記仕様書」によります。

3 参加資格及び技術提案書の提出者に必要とされる要件

- (1) 政令第 1 6 7 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 青森県財務規則（昭和 3 9 年 3 月青森県規則第 1 0 号。以下「財務規則」という。）第 1 2 8 条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）及び社会保険（健康保険及び厚生年金保険又は船員保険をいう。）に加入し、かつ、保険料の滞納がない者であること。
- (5) 青森県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

- (6) 警察当局から、知事に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設関連業者又はこれに準ずる者として、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和58年2月青森県規則第6号。以下「建設関連業務参加資格規則」という。）第3条第2項第2号に規定する建築関係建設コンサルタント業務について、同規則第5条の規定により競争入札に参加する資格があると認定を受けていること（業務内容は「建築一般」に限る。）。
- (8) 青森県建設業者等指名停止要領（平成2年6月28日付け青監第633号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、参加表明書の提出期限の日から随意契約の時までの間に、受けていない者であること。
- (9) 指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に指名停止要領に基づく知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）が、参加資格規則第5条の規定により競争入札に参加する資格があると認定された日から開札の時までの間に、ない者であること。
- (10) 青森県内に本店を有する者であること。
- (11) 過去15年間に当該建設関連業務と同種の建設関連業務の履行実績（下請負人としてのものを除く。）を有する者であること。なお、履行実績は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく学校（幼稚園を除く。）の設計実績（新築、改築及び増築工事のみとし、改修工事は除く。）に限ることとし、共同企業体の構成員としての履行実績は、出資比率20パーセント以上の場合に限る。
- (12) 管理技術者を配置することができる者であること。
- (13) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っており、公告日時点で所属建築士が4名以上（うち1級建築士2名以上に限る。）いること。
- (14) 同一組織からの参加は1組に限る。

4 手続等

(1) 担当部署

〒030-8540 青森市長島一丁目1番1号

青森県教育庁学校施設課 施設整備グループ

電話番号 017-734-9874（直通）

F A X 017-734-8268

電子メール shisetsu-seibi@pref.aomori.lg.jp

(2) 参加表明書及び説明書の交付

ア 交付期間 公告の日から令和7年5月13日(火)まで

- イ 交付場所 青森県ホームページ (<https://www.pref.aomori.lg.jp/>)
 - ⇒ 部署別
 - ⇒ 教育委員会
 - ⇒ 学校施設課

(3) 質問の受付等

ア 質問の受付期間 公告の日から令和7年5月9日まで(土、日、祝日は除く。)受付時間は8時30分から16時45分まで。

イ 受付場所 4(1)と同じ。

ウ 質問の方法 質問書(様式1)を作成し、担当部署へFAX又は電子メール(受信確認を担当部署に電話により行うこと。)により提出すること。電話及び直接来庁等、口頭による質疑には応じない。

なお、FAX又は電子メールにより提出した場合の原本については、アの受付期間内に持参又は郵送により提出すること。

エ 回答 質問に対する回答は、令和7年5月12日(月)を目途に、青森県ホームページに掲載する。

(4) 参加表明書(様式2)及びプロポーザル(技術提案書表紙、様式3、様式4)の提出

ア 提出期限 令和7年5月13日16時00分まで

イ 提出場所 4(1)と同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送(配達証明付き書留郵便に限る。提出期限日必着。)

(5) プロポーザル(様式5)の提出の要請

参加表明書の提出者の参加資格を審査した後、プロポーザルの提出の要請及び審査結果の通知を令和7年5月19日頃行います。

5 プロポーザルの審査

(1) 第一次審査

審査委員会において、プロポーザルの書面審査を行い、数点を選定します。

(2) 第二次審査

第一次審査を通過した者について、審査委員会がヒアリングを実施し、最優秀者及び優秀者を各1名特定します。ヒアリングの詳細は、別途通知します。

(3) 結果の通知

審査の結果は、プロポーザル提出者に対し、速やかに書面により通知します。また、審査結果並びに最優秀作品及び優秀作品については青森県ホームページへ掲載する等の方法により公表します。

6 理由の説明

- (1) 審査の結果、特定されなかった方は、その通知が到達をした日から起算して5日以内に、書面により、その理由についての説明を求められます。
- (2) 説明に対する回答は、7日以内に行います。

7 見積徴取

県は、最優秀者を当該業務に係る随意契約の見積徴取の相手方とします。ただし、最優秀者に事故等があり見積徴取が不可能となった場合は、優秀者を当該見積徴取の相手方とします。

8 その他

- (1) 参加表明書及びプロポーザルの提出は、1者につき各1案とします。
- (2) 参加表明書及びプロポーザルの作成・提出に要する費用は、提出者の負担とします。